

塩尻市議会基本条例特別委員会会議録

日 時 平成22年7月23日(金) 午後4時

場 所 第一委員会室

協議事項

- 1 第7回特別委員会協議内容について
- 2 条例素案について
- 3 その他

出席委員

委員長	金子 勝寿 君	副委員長	中村 努 君
委員	塩原 政治 君	委員	小野 光明 君
委員	中原 巳年男 君	委員	鈴木 明子 君
委員	丸山 寿子 君	委員	中野 長勲 君
委員	古厩 圭吾 君	委員	中原 輝明 君

欠席委員

なし

議会事務局職員

事務局長	酒井 正文 君	事務局次長	成田 均 君
議事調査係長	中野 知栄 君		

午後4時00分 開会

委員長 おそろいですので、早速開会をしたいと思います。第8回塩尻市議会基本条例特別委員会を開催いたします。では議長、ごあいさつをお願いします。

議長あいさつ

議長(塩原政治委員) どうも皆さん、きょうは大変暑い中、御苦労さまでございます。

委員長 それでは、きょうはスピーディーに進めたいと思います。それでは早速前回の委員会の経過書について説明をお願いいたします。

第7回特別委員会協議内容について

議事調査係長 お疲れさまです。それでは前回、第7回特別委員会協議内容について御説明いたします。

1 検討事項及び内容ですけれども、済みません5ページをお願いいたします。申し訳ありません。(1)素案について委員全員で確認をいたしました。主なものとして、特に前文と第1章総則ですけれども、前文につ

きましては大局な内容、議会と執行機関の関係を明記するべきではないか、二元代表制としてうたっていったらどうか。市民の暮らしを守るという内容を加えたらどうか、という意見がございました。イ、第1章総則につきましては、執行機関から情報を引き出す。市民の知る権利にこたえるよう十分な情報を求めることを明記する。地域の役割を担うとしたらどうか。ウとしまして、第2章以降も同様に全員で確認をし、いろいろな意見を出していただきました。

2としまして、今後の進め方についてですが、本日ですけれども、委員会が出された素案に対する意見及び7月15日までに各委員からの意見を改めて素案に反映し修正等を行う。修正したものを7月20日までに配付し、次回の委員会までに全委員が内容について検討をしてくる。再検討後の素案を、7月30日の議員全員協議会に提出する。以上です。

委員長 ありがとうございます。じゃあこの15日までに各委員から出されたということはあるですか。特になかったですね。はい、わかりました。ありがとうございます。お手元に、資料のほう、きょうお忘れになった方いないですか。いらっしゃいますか。ちょっと資料を中原副議長に、副委員長もですね。お手元に郵送でお送りしましたが、20日に。私自ら、郵便局に持っていきまして。

条例素案について

委員長 じゃあ、早速ですが進めたいと思いますので、よろしく願いいたします。まず前文からですが、御指摘をいただきました二元代表制という文言を入れて作成をし直したとは申しませんが、かなり修正を加えましたので、何かございましたら御意見をというか、もう、こう訂正したらいいということで、一応全協へ出す最終段階ですので、忌憚のない御意見をいただけたらと思いますが。ちょっとこんな感じで各章をもう説明せず進めたいと思います。時間も限りがありますので。

鈴木明子委員 全体的にね、文章がかたいというかね、もう少しこう松本市程度の感じになりませんか。

委員長 前はやわらかかったですか。

鈴木明子委員 かたい、やわらかいもあるし、ここの流れ的にわかりやすいという感じもあるんだよね。

委員長 ちょっと委員長の国語は3でしたものですから、ちょっと手に負えないんですが。

古厩圭吾委員 それでつくってくれと、みんなにわかりやすい。

鈴木明子委員 そうだね。

委員長 だいが前回の意見を入れようと思うと、趣旨から若干、うん、そうですね、これ。

中野長勲委員 一回つくっちゃうとなかなか。

鈴木明子委員 そうだね、全部一回消した方がいいってことになっちゃうね。

中野長勲委員 初めっからやらなきゃいけないっちゃうね。

委員長 どうするか。それが、本当に前文を。どうですか、皆さん、もうちょっとやわらかいほうがいいというふうにお思いですか。そうだな。

中原輝明委員 ちょっといい。おれも同じような感じはしたが、ちょっと長すぎるような気がする。これだけのものは、で、短縮しましょ、もうちょっと。

鈴木明子委員 これ、議会基本条例は、という。

中原輝明委員 おれの意見だでね。松本はどんなくあいた。

鈴木明子委員 短くはないけど。

委員長 松本はですね。要所、要所を押さえてある感じ。

中原輝明委員 まあ塩尻はそれでもいいがね。

鈴木明子委員 例えば。

丸山寿子委員 二元代表制って言葉も、私たちはわかるかもしれないけど、難しいかなって感じが。例えば、あ、いいですか発言して。

委員長 どうぞ。

丸山寿子委員 松本市では二元代表制は、って言って、ちょっとここに説明が入りながら言って、その前の栗山なんかを見ると、二元代表とは書いてあるのか、ないかもしれないけど、市民から選ばれた町議と、同じく町民から選挙で選ばれた栗山町長っていうような言い方をしているんですけど、そういうことがちょっとわかりやすいかなと、一般の人からすれば。

委員長 栗山町の文章というか、一番最初の章ですね。独任制の機関の一人と、町民のそれぞれの信託を受けたという形で合議制の機関としてとか。

鈴木明子委員 独任制っていうやつだとあれだよな。

委員長 さあて。このまま出してもう一度全協でお話を聞くか、もう会議を開く必要はないので、平容なものをつくりかえてまた、皆さんまたどうですかという時間はないので、その中でちょっとどうしたらいいか。一応出してもいいですが、これですよりはじゃあもうちょっとシンプルにということになると、書きかえた方が早いかと思います、ええ。

中野長勲委員 これね、これだけの文章を短くまとめるとか、わかりやすくやわらかくというと、初めから起こし直さなきゃいけない。

委員長 そういうことです。

中野長勲委員 せっかくここまでつくった、ちょっとかたいかな、長いかなというけどやっぱり、基本条例の前文ということだもんでね、少くくは厳しさがあってもいいじゃないかなと思うけど。

委員長 はい、という御意見もありがとうございます。

中野長勲委員 あまりやわらかくなっちゃうとね、威厳がなくなる。せっかくつくった基本条例が。私はこれでいいと思います。

鈴木明子委員 委員長、ちょっといい。じゃああの、じゃああのというか、提案というか、やっぱりこの条例は議会での徹底審議によって、自治体の行政を市民本位に前進させるっていうためのものだっていうことを、押さえたものにしていただくということで、一番最後のね、フレーズというか、市民から頼られる議会であり続けるためっていう気持ちは同じだと思うけど、これっていうのは、議会を頼りにしてねっていう感じで、これちょっと市民と違う立場にいるみたいな感じで、やっぱり市民と同じ立場、視点に立って議会として機能を果たすっていう、市民の付託にこたえる、頼りにするっていうのが付託にこたえるっていうのと同じなのかもしれないけど、そういうふうにかかれるのと、頼りにっていう、頼られる議会であり続けるっていう、頼られる議会っていうのとちょっとこうニュアンスが違うような気がするんですけど、どうでしょうか。

委員長 答えになるかわからないですが、こういう表現のほうがわかりやすいかなと思って使ったので、意図しているところは同じつもりですが。逆にもっといい表現があれば。

丸山寿子委員 頼られるっていうのは確かにちょっとあれかもしれない。

委員長 それは、そうですかね。

丸山寿子委員 信頼されとか。信頼感のあるってこと強調したりとか。付託にこたえるためっていうのは松本ですか。

委員長 ここでもう少し言えば、行政にいつてらちがあかない時は議会へどうぞといった発想で頼られるという言葉を使ってみたんですが、今の信頼という言葉のほうがいいかもしれませんね。

中原巳年男委員 市民の付託にこたえられる。

丸山寿子委員 松本では市民の付託ってありますね。栗山は、町民に信頼され存在感のある付託にこたえられる。

委員長 付託にこたえられるのほうがいいですかね。ほかによろしいですかね、じゃあ。そういう御提案がございましたので、市民の付託にこたえられる。

副委員長 こたえるというのはどういう字にしますか。

委員長 ひらがなってわけにいかないの。

鈴木明子委員 応じるの応。

委員長 応じるの応かな。そうですね。応じるの応で。

中原巳年男委員 さっき二元代表制とか独任制というような言葉は、どっかでただし書きみたいな形で説明をつけるのか、でも前文としてつけたらちょっと軽くなっちゃうんで、どっかのところでそれもわかりやすいような形で。

委員長 解説に独任制とか、合意制とかを書いておくことは決して不自然ではないと思いますので、それではその点はここに説明書きを入れるということで。

中原巳年男委員 したらどうかかと、我々のわかる言葉で、市民のわかる言葉なのかということ。

委員長 はい、ほかに。

鈴木明子委員 もう1つはあの、いいでしょうか。市長との関係で、2行目のところに書いてある、競い合い協力し合いながら、というのを。

委員長 矛盾する。

鈴木明子委員 矛盾はいいんだけど、競い合うっていうのはちょっと、抵抗が。

委員長 二元代表制という意味では、民意を取り合うとかいう意味では競い合っているのであろうという表記ができると思う。一方で、時には協力し合うことが必要であるという言い方で、ここは文章を作成したのですが、もし気になる点があればもう少し御指摘いただいて。いい表現にさせていただければ、何かありますか。

副委員長 議論し合い。

委員長 反映させるために議論し合い協力し合いながら。

副委員長 反映させるために議論し合い、塩尻市にとって最良の。

鈴木明子委員 徹底審議とか、そういう。

委員長 徹底審議ですね。

中野長勲委員 市長はかっか来るよな、瞬間湯沸かし器だでお湯沸かしちゃう。。

鈴木明子委員 かっかしてもいいとは思うんだけど、そこを冷静になるようにといさめつつ。徹底審議を。

委員長 徹底審議という御提案もありますが、どうですか、ほかの委員の皆さん。

中原輝明委員 調子よくやったって徹底審議なんてしてないぞ。できないもの、全然、今のこの状況の中では、これだけつくるって。

鈴木明子委員 じゃあ審議を。

委員長 議論をし、審議を尽くし。

中原巳年男委員 審議を尽くし。

委員長 では、市民の意思を的確に反映させるために審議を尽くし、塩尻市にとって最良の意思決定をおこなう責務。

鈴木明子委員 それでいいね。

委員長 はい、じゃあ。ほかにございますか。小野委員、何かないですか。

小野光明委員 特には。前回いろいろ言ってるので、ないです。

委員長 ちょっと時間もありますので、一通りここで次へ進めたいと思います。それでは1章総則のところは何かございますか。

古厩圭吾委員 これは全体的な組み立てのやり方について、どうですかね、これ。というのは、例えばそれぞれのことももちろん言うと同時に、全体の部分の中から飛び飛びに出てくるような感じがするような気がするだがせ、だからそのどうやりやあまとまるかってのは、まとまるちゅう言い方でいいのかどうかはともかくとしても、一貫性のある組み立て、条例そのものの全体的な組み立てをね、一回しっかりしておいて、それでそれをどこへ入れていっていかってという方向についての確認をまずしといたほうが、各章に分散して出てくる部分が若干重複したりしてるところがあるような気がするだがせ。その辺についてこの全体の組み立てを、それで、例えばその中からそれぞれの、例えば議員はとか、あるいは議長等々、それぞれあるんだけども、その辺についての一貫した組み立てが若干ばらばらに出てくるような気もするだが、そうでもないかい。そこらを統一して全体的な組み立てに、ほれだで、こういうのをつくる時のある種の原則的な組み立て方みたいなものについての何か一貫性に、若干おれは違和感を感じるものがあるような気がするだがせ、その辺についてだれかそういうことにしっかりされている人の、受けてる部分ある。この条文をつくる時に。

委員長 一応事務局と相談した点と、いわゆる多分、古厩委員がおっしゃってるのは、例えば行政係にということですかね、今のところまだ相談等はしてませんが。

古厩圭吾委員 それでね、結局そうして、もしそれがなくて、例えばこちらでいったらここも直してもらいてえ、ここもどうだっというような話ばかり出てきてさ、骨抜きになっちゃうようならさ、何のためにこんな苦勞してるだみたいになりかねねえもんで、だで、その前の段階で、ある程度の組み立てをこういうふうにして、それぞれのこの形式そのものが一貫した流れの上ののっっていっていると。結果としてそれだで矛盾が出て来ねえっていう感じでやらねえと。

委員長 いわゆる完成度の部分もあると思うんですね。

古厩圭吾委員 だで、組み立てそのものだね。大きい章に分けたことの、その章なりそういう部分の、またその中で括弧書きしてこういうこと、こういうことっていうようなことについての組み立てそのものについて、若干こうちょっと、何かぎくしゃくしたような感じにおれは感じちゃうだがせ。

委員長 自由討論みたいな形を条文にだいたい持っていったところなんで、そこで本当は組み立てをね、もう少ししっかりしておいたらという御指摘はおっしゃるとおりなんです、ここから今組み立てを考えるのは、どちらかというと最後の条例へもっていく時でもいいのかなと、私は思うのですが。いまさら組みかえるとなると。

丸山寿子委員 これあと何章って分かれてはいるので、目次をこれにくっつけると、頭が整理できるかなという感じも。今はないから。

委員長 おっしゃっている部分の御指摘はあるかと思うのです。もっと言えば、同じような言葉が委員会に出てきて、表現の自由で出てきて、ダブっているんじゃないかなと。

古厩圭吾委員 うん、という感じがするね。

委員長 ただ、一方で、委員会にもその義務的なものを負わせたいというところに入れた部分もごさいます。なものですから、次長からもその辺は指摘されたんですが、私のほうで、いやこれは委員会としてもこういうきちんとしたものを作ってほしいと、議会全体としてじゃなくて、というところで広報の充実とかね、非常にダブった表現はあるんですが。

古厩圭吾委員 でね、結局これを読む立場、あるいは、これを塩尻市の議会ということ判断する時にこれを見るんだよね。結局、その辺の組み立てや一貫性についてやっぱりある種のねらったんかどうかなというような面の中で、おれは大事な部分じゃねえかなとは思うんだよね。必要だでって言って入れて、飛び飛びにあっちゃこっちゃへ出てくるっていうのは、若干不自然な感じにおれは感じちゃうもんで、今、そんなことを言ってるよなんで。

委員長 一つ設計図的なね、例えばこういう条例であれば3本の柱、憲法と同じですよ、こういう柱があって、これを主張していますっていうのが、まあ確かにちょっとない部分もあるのですが。ただくりとして、章立てと条項ではくくってますんで。もしそういう御指摘にこたえるものとしては、むしろ組み立てをもう少し見直すことと、ダブったところを消すっていうことだと思うんですが。そこをどうするか。例えば委員会っていうものに対して、ちゃんと義務規定があったほうがいいと私は思ってたのですが。そうじゃなくて古厩委員は、議会としてのあくまでも基本条例だからシンプルにやったほうがいいという意見であれば、いいと思うのですが。一応もし話があれば、全協でちょっとほかの議員の皆さんに聞いてみて、いやもっと完成度のちゃんとしたものを出してこいっていう話になるのであれば、後で委員会できちんと消せばいいと思うのですが。その辺でどうでしょうか。一応納得はされないとと思いますが、案として出させていただいて、全協で僕のほうからそういう説明をしますが、古厩委員からそういう意見を出していただいて、ほかの議員さんからそうだなあ、あまり同じようなことを書いたってしょうがねえじゃないかという意見が多ければ、次の委員会で削って完成度の高いものにしていくというような方向で、全協で説明をじゃあ私のほうから加えて説明するという形でいかがでしょうか。

古厩圭吾委員 いいです。

委員長 じゃあ総則のほう、時間がありますので進めたいと思いますが。

副委員長 目次だけつくるってことは、

委員長 目次はどうしますか。目次だけつくりませんか。

丸山寿子委員 目次はあったほうが、頭の中がすっきりすると思います。

委員長 じゃあ前文の前ですね、目次をつくるようにしたいと思います。じゃあ、総則について何かありますでしょうか。よろしいですかね。いいですか。

では第2章の議会・議員の活動原則というところで、議会の活動原則と4条。それから議員の活動について5条。こちらに関しては、いかがでしょうか。よろしいですか。

中原輝明委員 なしということでもいいじゃねえ。

委員長 いいですかね。はい。それでちょっと提案なんですけど、全協で一応私のほうが委員長ですので説明をいたしますが、例えばここの議会の活動原則は、共産党さんのほうから出していただいた意見を中心に条文に加えましたので、若干補足の説明のほうで振らせていただきますのでよろしくお願いいいたします。

それでは、次の第3章の議長のほうですが、これ、前回のではここになくて、一番後ろの26条に入っていましたけど、議長というところ、入れるならここの第3章だろうということでこちらへ入ってまいりました。内容は前回の委員会に出したものとおおむね変わっておりませんが、中原副議長がいらっしやらない時に、会派離脱ですね、議長の。それについて、いやあんまり必要じゃないかといった意見もありましたが、一応載っけておいてほかの議員の皆さんの意見をお聞きしたらいいだろうということであったので、ここに記載させていただきました。3章のほうは特によろしいですかね。こんな形で。

鈴木明子委員 3章の6条の議長は、選はいらんじゃありませんか。正副議長の選出については、で。

委員長 失礼いたしました。正副議長ですね、正副議長の後に選がありますが、これは削除願います。

中野長勲委員 議長は中立な立場でというのはね、市政同志会から出ているって言ってたけど、本当におれたちから出たのかね、あれ。どうしてあれが、文言がね、市政同志会に入ってたのかどうか、おれたち3人はね、出した覚えがないような感じがしてた。

委員長 ちょっとまたこの、中立公正な立場で。

中原輝明委員 それはそれとしてさ、この委員会でそれが必要だとすりゃあ、あげときゃいいじゃん。

委員長 うん、ここに一応あげておいてね。

中野長勲委員 市政同志会のほうからこういうことが出てるって言われた。

中原輝明委員 説明する時はそういうことは言わねえで説明するから。

中野長勲委員 だけど委員会だでおれ言ってるわけさ。

中原輝明委員 委員会で言うっていやあ、それでいいじゃねえか。何か意見あれば、言やあいいだもの。

中野長勲委員 うちの会派ではこういうことはね、ないという解釈で。

委員長 はい、わかりました。じゃあ市政同志会からではないという解釈ですが、どっから出たかという話なんですけど、どっかで話したから出てきたんですがね。

中原輝明委員 まあ、出てきたでいいじゃねえか。

小野光明委員 いいじゃん、別にどこだって。

委員長 じゃあ私のほうからということで。

鈴木明子委員 民主的な議会運営を行う、だけでもいいような気もするけど、まあ全協に出してみんなの意見を聞くということなら。

委員長 じゃあいいですかね、一応、会派離脱までくっつけて。

鈴木明子委員 この全協の中で委員も含めて意見を言うっていうことで。

委員長 そうですね。その雰囲気を見て。

中原輝明委員 出て来たらまたそこでまた意見を聞きゃあいいじゃん。

委員長 全協は、司会は議長ですの。

第4章に移ります。第4章の7条までで、じゃあ、一区切りにしますか。市民と議会の関係で。よろしいですか。

丸山寿子委員 いいと思います。

委員長 私からお願いで、4章7条の2項に、いわゆる交流事業で、中野委員のほうから若干補足の説明をお願いいたします。JAなり、もっとやっていったほうがいいといったような形で御意見をいただいてこういうふうな条文になりましたので、よろしくをお願いいたします、全協のほうで。

それから4項の、議会はあらゆる市民が傍聴できるように努めるようにするというところ、解説がついておりますが、ここ丸山委員のほうから全協で補足の説明をお願いいたします。

よろしいでしょうか。それではあと9条。

丸山寿子委員 4項ですね。

委員長 4項のほうです。傍聴の。努めるようにする、のところ丸山委員に補足説明を全協のほうではよろしくをお願いいたします。

それから9条の関係について、議会広報の充実ですが、こちらはいかがでしょうか。

ないようでしたら、10条の議会報告会のことについてですが。ここはよろしいですかね。若干言い回しが変わっていますが、ほとんど変化はないと思いますが。

古厩圭吾委員 ちょっと、趣旨はそれなりにわかるんだけど、全議員が参画してというような言い回しで、例えば、当然そういうことを目標にするにしても、これは完全に全議員参画できるかどうかという部分についてのさ、例えば一人二人欠けていたらおかしいじゃん、っていうような話になってどうだこうだっていっちゃあおかしい気もするけど。

委員長 一人欠けることは、例えば病気とかですね、そういうやんごとなき事情の場合はいいんですけど、そうじゃないことで欠けるっていう場合は、ちょっと想定するのか、それとも理由をきちんと。

古厩圭吾委員 それは、理由を聞きゃあね、みんな病気になったり、できるもんでさ、そりゃあ。だで、難しさはあるね。例えばそういう、例えばもし、少しやってみねえとわからねえだろうけども、やってみたら大きい流れとしてそれぞれの思いと食い違ってるところだって十分あり得ると思うだよ、報告する内容についても。そういう時に、報告会の性格づけとして全員が一堂に会して、じゃあその全員が発言できる時間的余裕がどのくらい確保できるのかということも含めて。難しさのあることをこういう形で、条例の条文で決めちゃうっていう難しさっていうのは。

委員長 難しい部分であるんですが、現状で、おっしゃるとおり。その部分はまさにそのとおりなんですが、

一方でこういう難しい部分をやっていこうというところをやはり条例に書かないと、なぜ文字にするかっていうのはルール化すること。ルール化することによって、できるだけ議会がそういう活動を、例えば議員がまた入れかわったら、正直言って今の議員は全員入れかわるかもしれません選挙で、可能性としてはないとは言えません。そういう時に、やはり恒久的にやっていかなければならないということで条例化しているわけですから。ここでおっしゃる全議員がということは、いわゆる、よく古厩委員がおっしゃる縛ることにもつながりかねませんが、一方で逆に、議会報告会、これが議員報告会であれば個々でもいいかもしれませんが、議会報告会とうたう以上は、全議員という言葉があるのが当然でありしかなるべきなのかなという部分で書いてありますが、もしほかの委員さん方。

丸山寿子委員 参画はいろんな形での参画があるので、それにまあこれは一応緩やかに年1回以上って書いてあるわけで、よそのところを見ると、何回かやっている場合分担してやっていたりとか、どこの地区というような、ここは1回と書いてあるのであれですけど、でも発表するのは委員長がやっていたり、でもほかの議員は会場の中にいたり、あるいは自分の知っている人たちにこういう議会報告会があるということを広報するだけでもやっぱり参画だと思うし、そういう意味では、この議会報告会に対して、全部の議員がやっぱり納得してそういうことを議会としてやっているっていうことを、みんなが納得して進めていこうという姿勢がやっぱり参画だと思うので、どういう形でやっていくか、一堂に全員が会して前に並ぶというものでもないというか、やりようだと思うので。そういう点では、古厩委員さんの言っているのはそういう見える面のことだけじゃないのかもしれないんですけど、見える面のことだけでもやっぱり全員が参画するということはそういう意味で可能だと私は思います。

委員長 ほかに。

副委員長 済みません、最初ね、全員参加によるっていう表現だったんですよ。それだとちょっとという話で参画という表現に変えてね、で、うんと幅広くとらえると、おれはこの条例に基づくこういう報告会に反対だという意思をそこに表明してもらうことも含めて参画だと思っているので。

丸山寿子委員 なるほど。

副委員長 そんな変更をしました。

委員長 本来は、この議会報告会をどうやるかまで具体的に示して条例を提示したほうがわかりやすいのですが、現在はまだちょっとその条例の段階では決められないので、こういう表現の形で今後報告会の開き方は考えていくというやり方しかできませんが。

丸山寿子委員 参画って男女共同参画もそうですけど、企画の段階から意見を出していくってことも参画だっというから、じゃあ今言ったように反対意見も含めて参画。まあ反対しないでほしいけど。

古厩圭吾委員 わかりました。

委員長 また全協でぜひ出していただきますので。

鈴木明子委員 全議員がって書かないでも。議会がやることだからっていうのはあるかなと思うんですけど。

委員長 これ多分、ほかの条例でも全議員がって結構入っているのを見ると、歯抜けにならないために無理に入れてあるのかなと。

丸山寿子委員 ような気がしますね。

鈴木明子委員 じゃあそれはそれでいいとして、さっきね、委員長が報告会の内容も含めてやればいいのかというようなことも言っていたけれど、これは基本条例だからね、あまり細かいことを盛り込まない方が私はいいと思います。

委員長 それはおっしゃるとおりです。ありがとうございます。それでは文言の字句についてはこのままで一応出していただいて、また全協で御意見を聞いていただきたいということでもよろしいでしょうか。

それではめくっていただいて3ページ。市長と議会の関係というところですが、ここはですね、1項と2項がちょっとダブったような内容でしたので、2項を削除いたしました、まず。それから、そのほかについては修正したほうの(5)号のところ、いわゆる審議会への派遣についてはシンプルな文章に変えさせていただいております。それ以外については特にはないですね。

塩原政治委員 第11条の序文のところに書いてある、市民に対して直接責任を負い、両者は、次に示すように二元代表制の下において対等な立場でなければならない。という意味がよくわからないんですけど、どういう意味で書いてあるんですか。

委員長 特に言えば、意味がわからないというのは、市民に対して直接責任を負ってということが、まずわからないってことですか。

塩原政治委員 要するに二元代表制の下において対等な立場でなければならない、というのはおかしい。もともとそういう立場なんです。

委員長 ああ、もともとそういう立場なんです。

塩原政治委員 だからそれはわかる。今のあれは行政が何か強いついていう意味はわかるんだけど。

委員長 そうです、そうです。そういう意味です。

塩原政治委員 そんなことで議会として下ですから、一緒に努力しなさいなんていう言い方はちょっとおかしいかなと思います。

委員長 あえてこういう表現をする必要はないと。

塩原政治委員 うん、だからこれは市民に言ってるのか、議員に言ってるのかもちょっと疑問が残るし。その下で書いてある各項は、対等の立場としての行動のもとでしょう。そうすると、これは上で切って、直接責任を負うだけでもいいような気もするし、もし入れるとすれば、執行機関としてそれぞれ二元代表制の下において権限と責任を負うという形で、あえて対等な立場って入れる必要はないんじゃないかなって思うんですけど。

委員長 そういう御指摘ですが、どうでしょうか、皆さん。違和感があるでしょうか。

丸山寿子委員 私は済みません、対等な立場というところよりも、直接責任を負うというところが、どんな責任だっと思いがするのは、執行機関である市長っていうのは確かに責任を負うところがあって、夕張市のような例があった時に、市議会は何をしてたんだという声が結構住民だとか、あるいは全国的にも、各市議会はどうなんだっていうような声もあつたりしたんですけど、やっぱり市長が持つ権限に対して、議会は責任を問われる部分もあるんだけど、ただそこまで言ってもそれは議会に対してはちょっと酷だという声もちょっと、勉強会に出た時に、そういうことを言う人もいたんですけど、どうなんでしょうか。文章のとらえ方もしれないのだけど。

委員長 直接の責任というのは、そもそも論の話ですけど、議会は議決をしてるわけですよ。いわゆる自

治体の最終意思決定は、市長ではなく、あくまでも議会です。その決定によって執行するのは行政側です。じゃあそうなった時に、夕張の例が一番いい例だと思うのですね。市長がもしも悪い提案をした、市長が悪い隠した体験、要は、借金を隠していたら市長が悪いんだけど、それを見破れなかった議会も責任はあると、そういう責任を議会も今まで、あれは市長がやったことでみたいなことをさせないようにしていこうというのが基本条例だったり、議会の権限の強化ということであれば、責任を負うという表現は私としては適切かなと思ったのですが、いかがでしょうか。

古厩圭吾委員 ちょっといい。今具体的に突出した首長さんのいらっしゃる地方自治体は、結構難しさに直面しているわけですね。地方自治法そのものが執行機関の長のほうへウエイトを置いて法そのものを組み立てているように見える、おれは。例えば議会が全く、その首長の提案に対して方向性を押してみても、それをまた否定する方向についての、どっちかという首長の権限のほうへウエイトを置いているようにおれには見える。こういう中で、双方がある種の譲り合いを持った思いで物に当たってきているで、今、まあきたけれども、名古屋や九州の例を見ると、いわゆる首長さんのほうに、結果としては議会が対抗できないような権限を結果としては持たせているような。そういう時に同等の責任を負うというような表現を条例で決めるってことは、おまえら自分でそういうふうにしたじゃんかと言われた時のことだって考えておかないと、この悩ましさはあると思うよ。対抗できるかっていう部分がせ、実際に裏付けを全然持たなくて、条例のほうだけ先走って、それほど正義感に燃えてやってみたが、結果としてみたら首長の思いのままに持っていかれた時に対抗できなんだと。むしろその責任のほうがかいじゃないかと言われかねえよ。というような憂いを感じるが、おれが一番上の段の権限と責任を分担すると、で、以降はなくてもいいじゃねえかなあと思うね。それ以上細かい説明をしないで、ある面ではさっきのようにそれぞれの権限と責任があるとしているのだから、それ以上また、それを改めて細かい説明をすることの意味っていうのは何なのっていう思いがねえわけじゃねえ。

委員長 時間もあるのであんまりこれであれですけど、いかがですか。

丸山寿子委員 この最初のそれぞれ権限と責任を分担し、だけでもある程度。だけでも結構言っているような気がするんですけど。

古厩圭吾委員 分担するでいい、ほだで責任を持ちゃいいわけだから。

丸山寿子委員 条文とかだって、どうしたって行政なんてすごく持ってて、私たちは要求していくことが大事なので、そういうのはちょっと書いてありますよね、この中に。だけど絶対量とか。

委員長 現状でまあしゃあないじゃないかっていうならば、僕もそれでいいんですけど。

中原輝明委員 違うさ、追及するだけの能力が議員がねえだ。これ本当の話だよ。

委員長 ないという、そこまでね。こんなこと書いたってできやしないっていう、そういうことですよ。もっと言いかえれば

古厩圭吾委員 そういうことで、恥ずかしくて書けねえよ。

丸山寿子委員 悔しいけど。

中原輝明委員 ただちょっと横道にそれるけどさ、今のえんぱーくもそうだし、あっちのイトーヨーカドーの関係もそうだし、橋の関係も。おまえたちあんなことやって本当に責任持てるかっていう市民はいっぱいいるよ。これ現実だわ。あれ1億幾らかけてさ、そしてあっちのほうもやって。市であんなものを大体市が運営するなん

てとんでもねえ。業者にでも何でも任せるのが一番いい、こういうことだよ。これは本当に直接おれは言われただよ。よっぽど気をつけてこういうものはしねえと、事をし損じる。そういうわけだ。

委員長 じゃあ、どうでしょうか、副委員長、御意見を。

副委員長 まあ、気持ちとしたらね、そういう責任感を持って事に当たるってことは重要だけど、法的な責任を取れるかということになってくると、それはまた違う話だと思うので、そういうふうに取りられかねないような表現は避けたほうがいい。

丸山寿子委員 取られたら困るという。

委員長 気持ちとしては御理解いただいている。ここまでやると将来的に困ることもあるよという御指摘だと思うので、御意見を聞いてよかったです。じゃあちょっと折衷案を出していいですかね。この責任を分担しなければならぬというのも変かなあ。

古厩圭吾委員 する、でいいじゃん。

委員長 する、でいいですか。

丸山寿子委員 分担する。

委員長 する、努める。はい、分担する、にします。

中原輝明委員 ちょっとさ、あまり今やってしまわないでいいの。あまりがたがたやってるとそんなもの必要ねえじゃないかってことになっちゃうから。

古厩圭吾委員 そういうことは言っちゃいけない。

中原輝明委員 ほいけど、そうとっちゃうだ。何だ、こんなもの必要ねえじゃんってことになっちゃう、まあそういうとこさ。

委員長 そうですね。

鈴木明子委員 それでも今までやってきたことを整理して、条文として、議員がたとえかわっても、到達点は到達点として、そこから見直していくっていう、是正していくっていう点ではいいじゃないでしょうか。

中原輝明委員 次にいきましょう。考えてもしょうがねえような。

事務局次長 委員長、済みません、括弧の下のほうはどうするんでしょうか。例えば、それぞれで切って、後で切っちゃいますと、次に示すようにってところが全部一斉になくなってくるってことですよ。

委員長 ああそうかそうか、下カットはだめです。

鈴木明子委員 いいじゃないですか、そのままあっても。

塩原政治委員 下に示すのが、示してあるんだから。

事務局次長 ほいだで、どこまでを落とすかちょっとそこだけ。分担するですよ、あと市民に対して直接責任を負い、ってところはいらぬってことですよ。で、両者は、次に示すように、っていうところは残すんですか。そういうところをちょっと。

小野光明委員 示してあるからいいんじゃないですか。下のほうだって、条文だって、次に示してわざわざ説明しているわけですから。

鈴木明子委員 そのまま(1)から(6)まであつたつて。

小野光明委員 なくつたつて別に。

丸山寿子委員 え、何じゃあ(1)から(6)までいらんってこと。

小野光明委員 じゃなくて別に、次に示すように、なんて言葉はいらんってこと。

鈴木明子委員 これは分担するってことで。

小野光明委員 示さなくたって別に言葉上の問題だから。

委員長 多分、次長がおっしゃるのは、こんどは唐突になりますよね、多分。責任を分担すると、できなり(1)から(6)号までぼーんと出たら。

鈴木明子委員 そのために、でもいいんじゃない。そのために。

古厩圭吾委員 そんな細かい説明はいらん。

事務局次長 委員長、済みません、決めてもらいたいのは、(1)から(6)をどうするかってことです。

鈴木明子委員 そのままです。唐突そうに思うけど、そうではないという意見が今出ているってことですよ。

塩原政治委員 あの唐突ではないってことですよ。

副委員長 (1)を項にするってというのは、問題ありですか。

委員長 (1)を(2)号に。

副委員長 括弧づけを2、3、4。

委員長 括弧づけを、号を1つ繰り上げると。第11条。今、副委員長から出たのは、第11条はまず、今先ほどあったとおり、責任を分担する。で(1)から(6)は括弧ですから、これは号なんですね。号を繰り上げてじゃなく、一段ランクを上げて、第11条第2項市長等の本会議または委員会への出席は、議長の要請によるものとする。(2)は3項になって、4項、5項というふうなやり方にしたらいいではないかということですが、いかがでしょうか。

鈴木明子委員 それでもいいですね。

委員長 いいですかね、じゃあ1つ繰り上げて号を項に繰り上げるということで。

中野長勲委員 括弧はなしだね。

委員長 したがって、第11条は5項までということになります。

中野長勲委員 市長等のところまでだな。

委員長 そうですね、あ、違う。7項まで。失礼しました。(1)がそうです、2になるということです。

では次へ進みたいと思います。4ページ12条、政策等の形成過程の説明というところは変更は特にございません。はい、よろしいですかね。

次、13条予算及び決算における政策説明についても変更はございません。これは、全協より議長のほうから少し、決算委員会のことに関してですので、御説明をいただきたいと思います。

塩原政治委員 ここにない問題でしょう、決算委員会は。

委員長 ない、いいえ、ここに委員会として書かなかったけども、そういうのを含めてつくりましたということとは、私のほうで説明しますので、ちょっと決算委員会については議長から説明をいただきたいと思います。

次、議決事件の拡大ということに関しても、これは特にありませんか。よろしいですかね。第14条。いいですね。

6章、15条の議論ですが、これはそのまま書かせていただいたのでよろしいかと思いますが。政策委員会の設置についても大きな変更はありません。これ、漠然としてイメージがわからないものになるかと思うので、ちょっと私も全協でうまく説明できるかわかりませんが、全協のような場において、議員同士がテーマを決めて自由に話し合えるような場ということで説明をしたいと思いますが、中原委員、少し中原委員のいただいた、いわゆる議員が市長側から何か言われる前に積極的に話し合ってやってかなきゃいけないといった御意見でしたので、少しまた補足の説明をお願いいたします。

それから7章について、議会事務局の体制整備についてですが、こちらもいいですかね。

副委員長 決算の説明をするのはここじゃないの。

委員長 え、決算、決算は議長に説明してもらわなくちゃいけない。

副委員長 だから、それを説明するのはここじゃない。

委員長 あれ、決算の説明はこの前の章。ああ、そうですね、失礼しました、間違えました。決算の説明はこっちですね、議長、済みません、7章です。7章の第17条が先ほど議長にお願いしました決算の委員会の説明です。17条については議長のほうに補足説明をお願いしたいと思います。7章の17条については特によろしいですか。

済みません、めくってもらって6ページをお願いします。18条、それから19条、20条について。よろしいでしょうか。

それから、では、次へ進ませていただきたいと思いますが、8章、委員会。特に委員会についてはよろしいでしょうか。8章21条のところですね、いわゆる、傍聴で、この文章の中段から、傍聴できない市民に対しては情報技術を十分活用し、審議内容が伝わり、理解できるよう努力しなければならない。というところなんです、古厩委員に少し、あの、議論を見せるというところで御意見いただいて、こういうような内容にしたものですから、若干補足説明等をお願いしたいと思います。

めくっていただきまして、推進組織に関して9章。これはもうこのままでいいかと思うんですが、これは副委員長のほうから説明、補足お願いいたします。

それから、10章のほうへ移りたいと思いますが、10章、11章、12章まで、もう最後ですが、特にここは変更がなかったというかですね、12章のその他のところ、最高規範性というのを前回の委員会では、まあ、うたっておったのですが、ちょっと私もいろいろ皆さんの御意見を聞く中で若干、ほかの条例との関係といった表現に改めまして、まあ、この条例は議会に関する基本的事項を定める条例であり、議会に関する他の条例等を制定、または改廃する場合においては、この条例との整合性を図らなければならない。といった、まあ、弱い表現に改めましたが、いかがでしょうか。前の最高規範性といったような形で出したほうがいいと思われるかどうか、その辺まで。いいですかね、こちらのほうで、はい。よろしいですか。はい。

あと、見直し手続きに関しても、議会運営委員会において、というのを、必要に応じて適宜という形で、委員会をこのように直しました。

中原巳年男委員 12章のところで、条例との整合を図らなければいけない。整合性じゃないよね。

委員長 最後ね。25条。

中原巳年男委員 25条。整合性じゃなくて、整合。

委員長 済みません。25条の2行目、最後のところ。この条例との整合性を図らなければならない。となっていますが、この条例との整合を図らなければならない。あの、単純なタイプミスですので、削除願います。

委員長 25条、よろしいでしょうか。あの、ちょっと全協で果たしてどんな意見が出てくるか、楽しみと言えは楽しみですが、ぜひ。あの、前向きな御意見を各委員の皆さんにはいただいて、一方で、やはりちょっとこの点は、申し上げたい場合は、また適宜いただきたいと思いますが。

事務局長 あの、一ついいですか。

委員長 はい、どうぞ。

事務局長 6ページのところの第19条、議会事務局の体制整備なんです、2項の、市長は、議会事務局の充実に努めなければならない。これは、市長は充実に努めなければならないというのは、これはどうしても必要になりますか。これは、議長が任命権者になっているもので、職員に対してはね。議長のもとの事務局という形だもんだから、ここへ市長は、というのを基本条例の中に入れるということ自体が、どうしても私は理解できないのですが。

委員長 まあ、それは承知で入れたところがあるので。

事務局長 多分そうだと思うんです。

委員長 あの、もう、これは正副委員長で一致したんですが、どう考えても議会事務局というのは、議長がもちろん充実するのは当たり前なんですが、市長も充実するように努めなければならない。なぜならば、議会事務局職員は、行政から、要は、派遣されてくるわけですね。したがって、二代表制のもとにおいて互いにこういうですね、やっていかなければならないとうたっている基本条例においては、市長もその任を負うべきではないかということ。

事務局長 ただ、議会基本条例の中で、市長のことをこういう形でもって入れること自体っていうのは、好ましいものじゃないなっていうふうに私には思えますもので。

鈴木明子委員 ほかの市のやつは、どんな感じなの。

委員長 ないです。こんなのは。

事務局長 あの、条例の中でこういう形でもって入れるということは、まず考えられないです。

委員長 そうですね。あの、十分拝聴した上で、全員協議にだけはかけて、それから後で考えてもいいですか。

事務局長 ちょっと気になりましたので。はい。

鈴木明子委員 いや、ちょっとそれはあるかもしれない。議長を主体にして、市長。

丸山寿子委員 に強く求める。

中原巳年男委員 例えば、議長は市長に対して、事務局の充実を。

鈴木明子委員 充実を求める立場から市長に何とかを求める、とかというような、そういうような。

中原巳年男委員 もし入れるとしたら、議長は、で入って行って。

丸山寿子委員 気持ちはすごく分かるけど。

委員長 3項にね、人事や予算についても、議長にちゃんと協議しろって書いてあったのは、まあ削除しましたので、ま、これくらいは残さしていただいて、全協にはかけさせていただいて、後でまあ、内閣調整局長官の言うことを充分拝聴して議論させていただければと思いますが、いかがでしょうか。はい、ありがとうございます

す。ほかによろしいでしょうか。では、あの、一応全協で、私の、ちょっと説明がじょうずにできるかわかりませんが、委員のみなさんにお助けいただいて、説明させていただいて良い議論になればと思います。また議長、よろしくをお願いします。

小野光明委員 事前に、全協前に届くようにするんですか。

委員長 はい。もちろん当然です。これを全議員の皆さんに、火曜日には発送を最低限したいと思いますが、そうすると2日前に届くのかな、全協の。よろしいですかね。

鈴木明子委員 視察に行く人は、ポストをよく見るように。

丸山寿子委員 よく見るようにと。

中原輝明委員 それはしっかり書いてやったほうがいいぞ。

委員長 視察は、あしたからですか。30日ですから、大丈夫です、全協は。はい。

鈴木明子委員 お出かけが続くもんで。

副委員長 来週2つ、会派がありますね。

委員長 もう、明政さんも。

塩原政治委員 月曜日と火曜日。

委員長 いずれにしろ、7月中に出かける会派はない、会派というか、委員会はないですね、視察に。

鈴木明子委員 いえいえ、ある。

委員長 じゃあ、ちょっとその辺。

鈴木明子委員 だから資料が届いていても。

委員長 家にいないと、そこをちょっとなんとか配慮して。

鈴木明子委員 同じ会派の方たちには、この。

委員長 そしたらちょっと。

中原輝明委員 それじゃあ、これでいいで、渡しておけばいいわな。

委員長 じゃあ、出発前に届くなり届けるなりします、修正したものを。そんなに時間がかかる、事務局にやっていただいても、いけなきゃ土日私が出てきてやります。

中原輝明委員 ちょっといい。

委員長 はい、どうぞ。

中原輝明委員 事務局も大変だと思うけど、みんなが大変になる。問題は、事務局にちょっとおれ言いたいのは、いいかい、12月までそんな吹っ飛ばさないで。委員にしかられるかもしれないけど、やっぱりここで素案ができたなら、やっぱりそれぞれの者がいるもんでこんな状況なもんだが、字句っていうものがどうだかという、いくら何でも議会、議員は立派かもしれないが、字句っていうものは聞く必要がおれはあると思う。やっぱり出す時にはな。これは前から言っているけれども、黙っていてもやっぱりさ、こういうふうになって、議員の皆さんの意見は出たが、字句がどうかこうだかって、これだって言えば、議会のものだと言えばあれだけど、そういう姿勢をおれ、事務局にこれはお願いしたい。だから自分たちでやるんだと。とりもなおさず、そうすると、議長だとか言ってしまおうで、議長はそのくらいの人ですかと言いたくなっちゃうが、それはそんなことはいいとしても、やっぱりそのくらいの配慮が。局長は、このわかっている前後の、削除しなくていいとか、必要じゃな

いって、おれもそんなぐあいには感ずることもあるがね。その辺はちょっと必要だとおれは思うがな。局長、どうだ。局長に聞きたい。

事務局長 あの、議会基本条例のつくり方にもいろいろ問題と言うんですかね、あの、あると思うんですけれども、私たちも議会基本条例の話をつらんな市から聞いたこともありますけれども、その中で、議員さんたちが主になってやると、一般の事務局のほうは関係なくしてやっていくという形のところと、もちろん事務局のほうで原案をつくって、もうどんどんやってっちゃうというところと、いろいろやり方があると思うんですよ。で、私たちのやり方でやってっちゃうと、私たちの都合のいいように当然やってっちゃうと、議員さんたちの言いたい部分も書けなくなっちゃうような部分も当然出てくるというような形になってっちゃうものですから、できるだけ私たちも最初のうちは、議員さんたちの、この全体的なこう、入れなければいけない项目的なものを全部こう出してもらって、それから最終的に、てにをは、いわゆるその部分と、それから言い回し、それから情報の先ほどのダブリ関係、そういうものをチェックしていければいいかなというふうに思っていますので、最初のうちから私たちがあまり細かく、あまりにも細かく言っちゃうのはまずいかなと思って、ある程度のことでちょっとやっつけて、最終的には当然、庶務課の行政系のほうとチェックしていかなければ、こんな基本条例どうして出したなんて、後で全国の市から言われたらやっぱりせつない部分があるものですから、その辺のところはチェックを最終的にはしていきたいと思います。ですので、できるだけ今のところは議員さんたちのこう、あの、いろいろな意見を取り入れたり、いろいろな意見をみんなで交わしながら進めていくという形をとっていければ一番いいかなというふうに思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

中原輝明委員 ちょっといい、ひと言。

委員長 はい、どうぞ。

中原輝明委員 おれの今言いたいのは、相対になっちゃうっていけないが、やっぱしその字句にしても何にしてもあるだよ。おれたちがしゃべっただけじゃなくてさ、またいい字句も出てくるだろうしさ。そういうことをおれ、言ってるだ、よく。皆さんから全部やってもらうんじゃないで、みんな出てきた意見を、ただ字句をどういう字句にすりゃいいかということが出てくると思うだよ。そこで、いよいよ発進するということになれば、それを言ってるだけさ。それはそっちで言われるとおりかもしれないけど、勝手にしろ、おれたちから出てきた、全協でやって何言われても、どうだこうだじゃなくて。だから、全員協議会やった時には、これはいい字句を使ってくれたなと、こういう印象を与えることも必要だよ、全議員に。とおれは思って、今、きょうまでそういう。やっぱし入っていうものには聞く必要はある。ちっとも恥ずかしくない。というわけです。

委員長 はい。ありがとうございました。若干、字句については、次長等にも手を入れていただいたのを、私、いや、これだけは残してほしいということで、残したりもしておりますので、事務局だけの責任ではございませんので、この辺は御理解いただきまして、きょうの委員会をこれで閉めて、あと、じゃあ、あの全協で、できるだけ本委員会としては制定を目指して研究に取り組んでいるという形で、私のほうからは説明させていただきたいと考えておりますので、その辺を御了承をお願いいたします。それでは、議長、ごあいさつをお願いいたします。

議長あいさつ

議長（塩原政治委員） どうも皆さん、大変御苦労さまでした。おおむね骨格も固まってきたところです。これが、全協に諮られてどう変わるか。当初予定の12月議会に、もしできるならかけていきたいと、そんなふう
に努力してまいりたいと思いますので、今後ともまた、ますますきつくなるとは思いますけれど、よろしくお願
いいたします。きょうは御苦労さまでした。

委員長 ありがとうございました。では、終了させていただきたいと思います。

午後5時12分 閉会

平成22年7月23日（金）

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

塩尻市議会基本条例特別委員会委員長 金子 勝寿 印